

株 主 各 位

第27回定時株主総会招集ご通知

(電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく
交付書面に記載しない事項)

株式会社網屋

電子提供措置事項記載書面のうち、事業報告の「財産及び損益の状況」「主要な事業内容」「主要な営業所」「従業員の状況」「主要な借入先」「その他会社の現況に関する重要な事項」「大株主（上位10名）」「当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」「新株予約権等の状況」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概況」「会社の支配に関する基本方針」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

目 次

目 次	・ ・ ・ ・ ・	1
事業報告の一部の項目	・ ・ ・ ・ ・	2
1. 会社の現況		
(2) 財産及び損益の状況	・ ・ ・ ・ ・	2
(5) 主要な事業内容	・ ・ ・ ・ ・	2
(6) 主要な営業所	・ ・ ・ ・ ・	2
(7) 従業員の状況	・ ・ ・ ・ ・	3
(8) 主要な借入先	・ ・ ・ ・ ・	3
(9) その他会社の現況に関する重要な事項	・ ・ ・ ・ ・	3
2. 株式の状況		
(4) 大株主（上位10名）	・ ・ ・ ・ ・	3
(5) 当事業年度中に職務執行の対価として 当社役員に対し交付した株式の状況	・ ・ ・ ・ ・	3
3. 新株予約権等の状況	・ ・ ・ ・ ・	4
4. 会社役員の状況		
(5) 社外役員に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	5
5. 会計監査人の状況	・ ・ ・ ・ ・	6
6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概況	・ ・ ・ ・	7
7. 会社の支配に関する基本方針	・ ・ ・ ・ ・	9
株主資本等変動計算書	・ ・ ・ ・ ・	10
個別注記表	・ ・ ・ ・ ・	11

事業報告の一部の項目

1. 会社の現況

(2) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別		第 24 期 (2019年12月期)	第 25 期 (2020年12月期)	第 26 期 (2021年12月期)	第 27 期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高	(百万円)	2,161	2,314	2,761	2,986
経 常 利 益	(百万円)	129	185	260	301
当 期 純 利 益	(百万円)	76	125	183	229
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	(円)	23.43	35.83	51.29	57.14
総 資 産	(百万円)	1,435	1,863	2,849	2,795
純 資 産	(百万円)	337	472	1,435	1,420
1 株 当 たり 純 資 産	(円)	96.05	132.46	358.43	358.46

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 2020年11月20日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の割合で株式分割を行われております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

3. 2022年12月期（27期）については「(1) 当事業年度の事業の状況 ① 事業の経過及び成果」に記載の通りであります。

4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

事 業	事業内容及び主要製品等
データセキュリティ事業	データセキュリティ監査ツールの開発/販売 情報セキュリティマネジメントシステム構築/監査/運用支援
ネットワークセキュリティ事業	ネットワークセキュリティシステムのコンサルティング/設計/構築/運用 クラウドネットワークサービスの開発/販売

(6) 主要な営業所（2022年12月31日現在）

本 社	東京都中央区
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市
和歌山セキュリティセンター	和歌山県西牟婁郡白浜町

(7) 従業員の状況（2022年12月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
130名	5名増	37.2歳	5.4年

事業区分	従業員数（名）	前事業年度末比増減（名増）
データセキュリティ事業	25	-
ネットワークセキュリティ事業	46	1
全社（共通）	59	4
合計	130	5

（注） 1. 従業員数には、パートタイマー（計19名）、人材会社からの派遣社員（計21名）及び常駐の業務委託者（計25名）は含まれておりません。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先（2022年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	21,500 千円
株式会社きらぼし銀行	13,886
株式会社三菱UFJ銀行	12,740
株式会社三井住友銀行	6,658

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況

(4) 大株主（上位11名）（2022年12月31日現在）

株主名	持株数	持株比
株式会社チャクル	1,164,800	29.4%
石田 晃 太	353,600	8.9
株式会社セキユアヴェイル	176,000	4.4
網屋従業員持株会	146,320	3.7
伊藤 整 一	143,600	3.6
柴崎 正 道	105,600	2.7
新納 隆 広	89,600	2.3
加藤 光 栄	76,800	1.9
山崎 勝 巳	65,800	1.7
株式会社きらぼしコンサルティング	48,000	1.2
吉田 志 津 子	48,000	1.2

（注）持株比率は自己株式187,200株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2019年12月5日	2020年11月20日
新 株 予 約 権 の 数		331個	75個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 264,800株 (新株予約権1個につき 800株)	普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき 800株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 60,000円 (1株当たり 75円)	新株予約権1個当たり 130,400円 (1株当たり 163円)
権 利 行 使 期 間		2021年12月6日から 2029年11月19日まで	2022年11月19日から 2030年11月18日まで
行 使 の 条 件		(注)1	(注)1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 280個 目的となる株式数 224,000株 保有者数 5名	新株予約権の数 12個 目的となる株式数 9,600株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注)1. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- ①新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社が認める場合にはこの限りではない。
 - ②新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で継続的な取引関係を有していることを要する。
 - ③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - ④その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 2020年11月20日付をもって普通株式1株を10株に株式分割を行われております。
3. 2021年8月26日付をもって普通株式1株を80株に株式分割を行われております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役岡村健司氏は、公認会計士岡村健司事務所の代表及び学校法人女子美術大学の監事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役間宮順氏は、スクワイヤ外国法共同事業法律事務所のパートナー弁護士、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 大 須 賀 正 之	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 岡 村 健 司	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会16回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から発言を行われております。
監査役 間 宮 順	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、また、当該事業年度に開催された監査役会の16回すべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から発言を行われております。

(注) 会社法第370条に定める取締役会の決議の省略を適用した取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が業務の適正性を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムの整備に関する基本方針」）として取締役会において決議した事項の概要は以下のとおりです。

① 取締役及び、執行役員、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保することを目的に制定した「当社行動規範」を実践するとともに、「コンプライアンス規程」を定め、取締役、執行役員及び使用人に周知徹底し、その遵守に努める。
- (イ) 「取締役会規程」など会社実務を明確化するために社内諸規程や社内マニュアル等を整備し、取締役、執行役員及び使用人が具体的に判断並びに行動するための規範を確保する。
- (ウ) 取締役は、重大な法令、定款、規制及び社内規程違反に関する重要な事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。
- (エ) 管理本部長を委員長として、常勤取締役、常勤監査役、執行役員を構成員とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス意識の醸成を図るための組織体制を確立するとともに、適正な運営を図る。また、当社の社会的責任を深く自覚するとともに、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するため、取締役、執行役員及び使用人の教育研修を実施する。
- (オ) 「内部通報規程」を定め、不正行為等に関する通報等を経営陣から独立した監査役、顧問弁護士を受付窓口とした通報ルートを設置する。なお、会社は、通報者が通報等したことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わない。
- (カ) 取締役、執行役員及び使用人の職務執行の適正性を確保するために、内部監査担当者を配し、「内部監査規程」に基づく監査を実施する。また、内部監査担当者は会計監査人及び監査役会と連携し、効率的な監査と牽制機能を維持できるよう努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (ア) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱い、法令及び「取締役会規程」、「文書管理規程」などの社内規程に基づき、紙又は電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理する。
- (イ) 取締役の職務執行に係る情報は、取締役及び監査役が常時閲覧できるよう、検索性に配慮して保存、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 管理本部長を委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置し、「リスク管理規程」及び「内部通報規程」を制定し、可能な限りリスクを未然に防ぎ、企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- (イ) 定期的開催するリスク・コンプライアンス委員会を通じて、業務執行上のリスクについて適時把握し、その対応方針を審議するとともに、特に重大なリスクについては、取締役会に報告する。

(ウ)当社のリスク管理体制及びリスク管理の実施状況については、内部監査担当者により監査を実施する。

(エ)事業継続や安全・人命確保に重大な影響を与える事態、企業の存続に重大な脅威となる緊急事態など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を直ちに設置し、迅速に対応を検討し、被害及び損失の拡大を最小限に止める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア)取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて取締役会を開催し、機動的な意思決定並びに適切な職務執行が行える体制を確保する。

(イ)中期経営計画及び年度事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役会にて経営指標の分析及び進捗管理を通じて、業績目標の達成を図る。

(ウ)取締役会の決定に基づく日常の職務執行を効率的に行うため「業務分掌規程」並びに「職務権限規程」を制定し、業務分担及び職務権限等を明確にして業務の効率性を高める。

(エ)経営会議を設置し、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役の指示、意思決定を経営会議に伝達する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(ア)監査役がその職務を補助すべき使用人の登用を求めた場合は、当社使用人から監査役補助者を任命する。

(イ)当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱し、取締役からの独立性を確保するとともに、当該期間中の使用人の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の同意を要する。

(ウ)監査役補助者は、業務執行に係る役職を兼務しない。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(ア)取締役会及び経営会議等の重要な会議には監査役が出席し、経営における重要な意思決定並びに業務の執行状況について把握できる体制を維持する。

(イ)取締役、執行役員及び使用人は、法令もしくは定款に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を監査役に対し、速やかに報告する。

(ウ)取締役、執行役員及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。

(エ)監査役の求めに応じて報告を行ったことを理由として、取締役、執行役員及び使用人に対し、不利益な処遇を行うことを禁止する。

(オ)重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当

該費用又は債務を処理する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア)会計監査人及び内部監査担当者より監査実施状況等について報告を受けるとともに、定期的に情報交換及び協議を行う。

(イ)監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

(ウ)監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

① リスク・コンプライアンスに関する取り組み

(ア)管理本部長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を年に1回以上開催し、情報管理体制の強化、重大なシステムトラブルの回避、新型コロナウイルス感染症による業務影響のリスク分析と対応シミュレーションについて審議しております。

(イ)取締役、執行役員及び使用人等を対象としたコンプライアンスに関する研修を実施し、また、内部通報規程に基づく通報窓口を社内に周知することで、コンプライアンス違反の早期発見と未然防止に努めています。

② 取締役の職務執行

当事業年度は、16回取締役会を開催し、迅速な意思決定と職務執行状況の報告等を行いました。また、取締役の職務執行にあたっては、取締役会規程その他社内規程に基づき、効率的な業務執行を行っております。

③ 監査役監査体制

監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席するほか、稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員及び使用人からの説明と報告を通じて、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と意見交換を行い、監査の実効性が高まるように努めております。

④ 内部監査体制

代表取締役直轄の内部監査担当者が、各部門の業務遂行に関する監査、財務報告に係る内部統制に関する監査を実施し、その結果を代表取締役に対して報告しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金		利益剰余金 合計
					特別償却 準備金	繰越 利益剰余金	
当 期 首 残 高	50,210	210	760,832	761,042	119	624,363	624,482
当 期 変 動 額							
新株の発行（新株予約 権 の 行 使 ）	5,812	5,812		5,812			
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			△14,438	△14,438			
特別償却準備金の取崩					△119	119	—
当 期 純 利 益						229,641	229,641
当 期 変 動 額 合 計	5,812	5,812	△14,438	△8,626	△119	229,761	229,641
当 期 末 残 高	56,022	6,022	746,393	752,415	—	854,124	854,124

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	—	1,435,734	1,435,734
当 期 変 動 額			
新株の発行（新株予約 権 の 行 使 ）		11,624	11,624
自 己 株 式 の 取 得	△258,144	△258,144	△258,144
自 己 株 式 の 処 分	16,524	2,086	2,086
特別償却準備金の取崩		—	—
当 期 純 利 益		229,641	229,641
当 期 変 動 額 合 計	△241,619	△14,792	△14,792
当 期 末 残 高	△241,619	1,420,942	1,420,942

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～33年
----	-------

工具器具及び備品	3～15年
----------	-------

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

市場販売目的のソフトウェア	3年
---------------	----

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ソフトウェア製品及び機器販売

データセキュリティ事業ではログ管理ソフトウェア製品をネットワークセキュリティ事業ではネットワーク機器を販売しております。

ソフトウェア製品等の販売については顧客に納品された時点において当社の履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しております。なお、一部については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

② 運用・保守に関するサービス

データセキュリティ事業及びネットワークセキュリティ事業では自社製品に対する運用・保守サービスを提供しております。

運用・保守サービスは顧客との契約に基づき役務を提供するため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務の提供期間に応じて均等に収益を認識しております。

③ 業務受託

データセキュリティ事業では情報セキュリティマネジメントシステムの構築等、ネットワークセキュリティ事業ではネットワークセキュリティシステムの設計・構築等の業務を受託しています。

業務受託サービスについては、契約に応じた業務の完了を主な履行義務としており、顧客の検収の時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益に与える影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

市場販売目的のソフトウェアの減価償却方法

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

市場販売目的のソフトウェアの減価償却費 45,481千円

市場販売目的のソフトウェア 44,037千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場販売目的のソフトウェアは、見込販売収益及び販売可能な見込有効期間に基づき、残存有効期間(3年以内)に基づく均等配分額を減価償却費として計上しております。

見込販売収益は売上成長率及び受注金額等を基礎として見積り、見込有効期間は製品の販売予定期間を踏まえ上限を3年として決定しております。見込販売収益及び見込有効期間は将来の経済状況等によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の市場販売目的のソフトウェアの減価償却費の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

144,776 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	4, 005, 600	145, 600	—	4, 151, 200
合計	4, 005, 600	145, 600	—	4, 151, 200
自己株式				
普通株式 (注) 2. 3	—	200, 000	12, 800	187, 200
合計	—	200, 000	12, 800	187, 200

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加145, 600株は新株予約権の行使によるものです。

2. 普通株式の自己株式数の増加200, 000株は取得によるものです。

3. 普通株式の自己株式数の減少12, 800株はストックオプションの行使に伴う自己株式の処分によるものです。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

324, 800 株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場の業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は主に営業取引に係る資金調達や設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、財務経理部が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

非上場株式については、定期的に発行体の財務状況を把握し、保有状況を定期的に見直しております。

(イ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

財務経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「1年内返済予定の長期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,559

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,371,033	—	—	—
売掛金	271,410	—	—	—
合計	1,642,444	—	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超
長期借入金	54,784	—	—	—

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	データ セキュリティ事業	ネットワーク セキュリティ事業	計
一時点で移転される財又はサービス	413,038	823,272	1,236,310
一定の期間にわたり移転される財 又はサービス	703,406	1,046,418	1,749,825
顧客との契約から生じる収益	1,116,444	1,869,690	2,986,135
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,116,444	1,869,690	2,986,135

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	196,600
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	271,410
契約負債（期首残高）	824,338
契約負債（期末残高）	876,523

契約負債は、主に、役務の提供期間に応じて均等に収益を認識する運用・保守サービス契約における顧客から受け取った前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、427,938千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1 年内	851,029
1 年超	376,834
合計	1,227,863

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	48,702千円
退職給付引当金	15,052千円
資産除去債務費用否認	7,892千円
未払事業税	5,406千円
その他	5,397千円
繰延税金資産小計	82,451千円
評価性引当額	△3,818千円
繰延税金資産合計	78,632千円
繰延税金資産の純額	78,632千円

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	358円46銭
1株当たり当期純利益	57円14銭

以上